○大阪府循環型社会形成推進条例施行規則

平成十五年十二月二十六日
大阪府規則第百三十号

大阪府循環型社会形成推進条例施行規則をここに公布する。

大阪府循環型社会形成推進条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成十五年大阪府条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（産業廃棄物の保管の届出）

第三条　条例第十七条第一項又は第十七条の二第一項の届出書は、産業廃棄物保管施設届出書（様式第一号）とする。

2　条例第十七条第一項第四号の産業廃棄物の保管に関する計画で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　保管の方法に関する次に掲げる事項

イ　保管の目的

ロ　保管のための容器の使用の有無

ハ　保管の積み上げ高さ

ニ　産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第二号ホに規定する水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）ごとの保管の方法

ホ　保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積

ヘ　廃棄物処理法施行令第六条第一項第一号ハからヘまでに規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

二　産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項

イ　産業廃棄物の発生場所又は地域

ロ　保管を行う事業場への搬入の方法

ハ　搬入の頻度及び量

ニ　搬入を行う時間帯

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

三　産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項

イ　搬出先の氏名又は名称及び住所

ロ　搬出の方法

ハ　搬出の頻度及び量

ニ　搬出を行う時間帯

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

四　保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法

ロ　処分の頻度及び量

ハ　一日あたりの処理能力

ニ　処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3　条例第十七条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第一項の届出書を提出する者（以下この条において「届出者」という。）が営む事業の種別

二　届出者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

三　届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の登録を受けた者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

四　届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

五　産業廃棄物の保管開始予定年月日

4　条例第十七条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図

二　保管場所（当該保管に係る構造物を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

三　保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

四　保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書

五　保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合にあっては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書

六　届出者が第二号の保管場所及び第三号に規定する施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類

七　保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、当該委託の契約に係る書類の写し

八　条例第十七条第一項第五号の帳簿の備付け場所を明らかにした図面

5　条例第十七条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　前項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書類

二　保管を行う事業場の平面図

三　届出者が前項第三号に規定する施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類

（平一七規則八七・平一八規則一四二・平二三規則一二二・平二六規則三八・平二九規則九九・一部改正）

（変更等の届出）

第四条　条例第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書（様式第二号）を提出することにより行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　条例第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項の変更の場合にあっては、変更の内容及び年月日

三　保管を廃止した場合にあっては、廃止の年月日

2　前項の産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、条例第十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をしようとする者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十二条第三項後段又は第十二条の二第三項後段の規定による届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第八条の二の五第二項（廃棄物処理法施行規則第八条の十三の六において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する場合に限る。）を併せて行うときは、第一号に定める書類（前条第四項第二号の保管場所の所有権（所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類に限る。）及び第二号に定める書類（前条第四項第一号に掲げる書類（保管を行う事業場の付近見取図に限る。）に限る。）を添付することを要しない。

一　条例第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更の場合　前条第四項第六号に掲げる書類

二　条例第十七条第一項第四号に掲げる事項の変更の場合　前条第四項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる書類

三　条例第十七条第一項第五号に掲げる事項の変更の場合　前条第四項第八号に掲げる書類

3　条例第十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一　条例第十七条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更の場合　変更の日の十日後

二　条例第十七条第一項第二号又は第四号に掲げる事項の変更の場合　変更の日の十四日前

三　保管の廃止の場合　廃止の日の十日後

4　前項の規定は、条例第十八条第二項において準用する条例第十八条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「変更の日の十四日前」とあるのは「変更前」と、「廃止の日の十日後」とあるのは「廃止の日の三十日後」と読み替えるものとする。

（平二三規則一二二・平二六規則三八・一部改正）

（書類の提出部数）

第五条　条例第十七条若しくは第十七条の二又は前条の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。

（平二三規則一二二・一部改正）

（受理書）

第六条　知事は、条例第十七条第一項若しくは第十七条の二第一項の届出書又は第四条第一項の届出書（保管の廃止に係るものを除く。）の提出を受けたときは、受理書（様式第三号）を当該届出書の提出をした者に交付する。

（平二三規則一二二・一部改正）

（帳簿の記載事項等）

第七条　条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　産業廃棄物の搬入を行った日、搬入のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名

二　前号の産業廃棄物の種類、数量及び発生場所

三　産業廃棄物の搬出を行った日、搬出のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名

四　前号の産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出先の氏名又は名称及び住所

五　保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の処分を行った日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量

六　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称、住所及び産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号

七　産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該保管を行う事業場における保管量

2　条例第二十条第一項の帳簿には、毎月末までに、その前月中における前項各号に掲げる事項を記載し、及びこれを一年ごとに区分して、記載の日から五年間保存しなければならない。

（平二六規則三八・一部改正）

（産業廃棄物の保管の場所に係る表示の方法等）

第八条　条例第二十一条の規定による表示は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。

2　条例第二十一条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　保管する産業廃棄物の種類及び数量

二　保管を行う事業場の所在地

三　保管の届出者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　土地所有者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　条例第十七条第一項、第十七条の二第一項又は第十八条第一項前段（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った年月日

3　第一項に規定する掲示板は、廃棄物処理法施行令第六条第一項第一号ホ又は第二号ロ(1)の規定により、その例によることとされている廃棄物処理法施行令第三条第一号リ(1)(ロ)に規定する掲示板と併設しなければならない。

（平一七規則八七・平一八規則一四二・平二三規則一二二・一部改正）

（勧告等）

第九条　条例第二十七条第一項の規定による指導は、当該指導に係る措置の内容及び当該措置を求める理由を記載した書面を交付することにより行う。

（事業計画書）

第十条　条例第三十条第一項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　廃棄物処理法第十四条第一項又は第十四条の四第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設

二　廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項又は大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）第二条第二項に規定する対象事業に係る施設を除く。）

2　条例第三十条第一項の事業計画書（以下「事業計画書」という。）は、様式第四号によらなければならない。

3　条例第三十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第三号に掲げる書類については、条例第三十条第一項の場合において、同項に規定する者が廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けようとしたならば、同条第三項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一　当該事業計画書に係る産業廃棄物処理施設（以下「計画施設」という。）（第一項第二号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。）の構造及び当該計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二　第一項第二号に掲げる施設（埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。）にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

三　第一項第三号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

四　当該事業計画書に係る土地（以下「計画地」という。）の所有者（当該計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあっては、その者を含む。）に対し、当該事業計画書の説明を行った旨を証する書類

五　計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置図

六　計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類

七　計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類

八　計画地に係る登記事項証明書及び当該計画地の付近の地籍図並びに計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、当該構造物に係る登記事項証明書

九　計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書（第一項第一号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書）

十　計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに廃棄物処理法施行規則第十条の八第一項又は第十条の二十一第一項に規定する帳簿の記載事項を示す書類

十一　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（平一七規則八七・平二三規則一二二・平二六規則三八・一部改正）

（説明会等計画書）

第十一条　条例第三十一条に規定する説明会等計画書（以下「説明会等計画書」という。）は、様式第五号によらなければならない。

2　条例第三十一条第一号の閲覧の計画として記載すべき事項は、閲覧の場所、期間及び時間並びに閲覧の場所の周知方法とする。

3　条例第三十一条第二号の説明会の開催の計画として記載すべき事項は、開催の日時及び場所並びにその周知方法並びに事業計画書提出者側の出席予定者の人数とする。

4　条例第三十一条第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　条例第三十四条第一項に規定する関係地域（以下「関係地域」という。）の範囲及びその設定の根拠

三　条例第三十四条第二項又は第三十五条第二項の規定による周知の方法

（事業計画書等についての公示等）

第十二条　条例第三十二条の規定による公示は、事業計画書又は説明会等計画書の提出を受けた旨のほか、次に掲げる事項について府公報により行う。

一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　縦覧の場所、期間及び時間

2　条例第三十二条の規則で定める書類は、第十条第三項各号に掲げる書類とする。

3　条例第三十二条の規則で定める期間は、公示の日から一月を経過する日と説明会等計画書に記載された説明会の開催の日（二回以上開催される場合にあっては、最も遅い開催の日）の翌日とのいずれか遅い日までとする。

（事業計画書の閲覧）

第十三条　関係地域は、次に掲げる地域とする。

一　計画地及びその隣接地

二　計画地が属する自治会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）の地域（当該自治会がない場合であって、計画地が属する町又は字において、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあっては、当該計画地が属する街区及びその隣接する街区）

三　計画地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の地域が存在する場合にあっては、その異なる自治会の地域

四　第十条第一項第二号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、同条第三項に掲げる書類に記載された生活環境に影響を及ぼすと予想される地域

2　条例第三十四条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　関係地域内の土地の所有者、管理者及び占有者

二　関係地域内の土地における農業経営者
三　関係地域内の事業所等において勤務している者
四　計画地からの排水が流入する水域又は水路(排水が雨水又は生活排水のみである場合を除き、第一次放流先である場合に限る。)の水利権者

3　条例第三十四条第二項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により次項各号に掲げる事項について周知することとする。
一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
二　自治会の協力を得て行う印刷物の回覧又は配布
三　産業廃棄物処理施設の設置予定場所において行う掲示
四　関係地域内にある公共の場所の掲示板において行う掲示
五　前各号に掲げるもののほか、知事が認める方法

4　条例第三十四条第二項の規定により周知すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
三　事業計画書の提出をした者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨
四　前号の意見に対し、事業者が見解を書面により関係住民に示す旨

(説明会の開催等)

第十四条　条例第三十五条第一項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

2　事業計画書提出者は、説明会において、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、事業計画の内容を十分に説明し、及び関係住民の質問に対し誠実に対応するよう努めるとともに、条例第三十六条の規定により意見書の提出ができること及び条例第三十七条の規定によりこれに対する見解が書面により示されることを説明しなければならない。

3　条例第三十五条第二項の規定による周知は、前条第三項各号のいずれかに該当する方法により次に掲げる事項について行うものとする。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　説明会の開催を予定する日時及び場所
三　事業計画書提出者に対して、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により一定期間内に述べることができる旨

4　条例第三十五条第三項の規定による周知は、事業計画書を要約した書類の提供又は前条第三項各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。

5　条例第三十五条第三項の規定による届出は、説明会不開催届出書(様式第六号)を提出することにより行わなければならない。

(平二三規則一二二・一部改正)

(見解書)

第十五条　条例第三十七条の規定により事業計画書提出者の見解を示す書面は、見解書(様式第七号)とする。この場合において、見解書には、当該見解を補足するために必要な資料を添付するものとする。

(説明会等報告書)

第十六条　条例第三十八条に規定する説明会等報告書(以下「説明会等報告書」という。)は、様式第八号によらなければならない。

2　条例第三十八条第一号の閲覧の結果として記載すべき事項は、閲覧の場所、期間及び時間、閲覧の場所の周知方法並びに閲覧を行った関係住民の人数とする。

3　条例第三十八条第二号の説明会の開催の結果として記載すべき事項は、説明会の開催の日時及び場所並びにその周知方法、出席した関係住民及び事業計画書提出者側の出席者の人数並びに議事録とする。ただし、説明会が開催できなかったときは、開催できなかった理由及び条例第三十五条第三項の規定による周知の方法とする。

4　条例第三十八条第三号の関係住民の意見の要約及び事業計画書提出者の見解の要約として記載すべき事項は、意見書の提出を受け付けた期間、提出された意見書の総数、関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解の要旨とする。

5　条例第三十八条第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　説明会等計画書に示されていない周知方法により周知を行った場合にあっては、その周知方法
三　前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

6　説明会等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　第十四条第二項の規定により説明会で配布した書類及び図面の写し(説明会が開催できなかったときは、条例第三十五条第三項の規定により提供した書類等の写し)
二　条例第三十六条の規定により提出された意見書の写し及び条例第三十七条の見解を示した書類の写し

(平二三規則一二二・一部改正)

(説明会等報告書を受けたときの知事の意見)

第十七条　条例第三十九条第一項の規則で定める期間は、三十日間とする。ただし、知事が、同条第二項の規定により専門的知識を有する者の意見を聴く場合にあっては、知事が必要と認める期間とする。

2　知事は、前項ただし書の場合においては、説明会等報告書の提出を受けた日から二週間以内に必要と認める期間を定め、及び事業者に対し通知する。

(修正事業計画書)

第十八条　条例第四十条に規定する修正事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)は、様式第九号によらなければならない。

2　修正事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類については、条例第四十条の場合において、同条の事業計画書提出者が廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けようとしたならば、同条第三項ただし書に該当するときは、この限りでない。
一　当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理施設(以下「修正計画施設」という。)(第十条第一項第二号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。)の構造及び当該修正計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
二　第十条第一項第二号に掲げる施設(埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。)にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
三　第十条第一項第二号に掲げる施設であって、廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
四　当該修正事業計画書に係る土地(以下「修正計画地」という。)の所有者(当該修正計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該修正計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあっては、その者を含む。)に対し、当該修正事業計画書の説明を行った旨を証する書類
五　修正計画地における修正計画施設及びこれに付随する設備の配置図
六　修正計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
七　修正計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
八　修正計画地に係る登記事項証明書及び当該修正計画地に係る付近の地籍図並びに修正計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、当該構造物に係る登記事項証明書
九　修正計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書(第十条第一項第一号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書)
十　修正計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに廃棄物処理法施行規則第十条の八第一項又は第十条の二十一第一項に規定する帳簿の記載事項を示す書類
十一　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則八七・平二三規則一二二・一部改正)

(修正事業計画書を受けたときの知事の勧告の公示)

第十九条　条例第四十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　条例第四十一条第一項の規定による勧告の内容及び同項の規定による指導又は助言の内容

(修正事業計画書についての公示等)

第二十条　条例第四十二条の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　修正事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2　条例第四十二条の規則で定める書類は、次に掲げる書類の写しとする。
一　事業計画書及び条例第三十三条第一項の規定による知事の意見を記載した書面
二　説明会等報告書及び条例第三十九条第一項の規定による知事の意見を記載した書面

(修正事業計画書の閲覧)

第二十一条　条例第四十三条第一項の規則で定める書類は、前条第二項各号に掲げる書類の写しとする。

2　第十三条第三項及び第四項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、条例第四十三条第二項において準用する条例第三十四条第二項の規定による周知について準用する。この場合において、第十三条第四項第二号中「事業計画書」とあるのは、「修正事業計画書」と読み替えるものとする。

(事業計画書の変更の届出)

第二十二条　条例第四十五条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画書変更届出書(様式第十号)を提出することにより行わなければならない。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　事業計画書の変更の内容

2　前項の事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。

3　条例第四十五条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定による届出があった日から三十日以内に行う。

(説明会等計画書の変更の届出)

第二十三条　条例第四十六条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した説明会等計画書変更届出書(様式第十一号)を提出することにより行わなければならない。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　説明会等計画書の変更の内容

2　前項の説明会等計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。

3　条例第四十六条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定による届出があった日から三十日以内に行う。

(修正事業計画書の変更の届出)

第二十四条　条例第四十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した修正事業計画書変更届出書(様式第十二号)を提出することにより行わなければならない。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　修正事業計画書の変更の内容

2　前項の修正事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。

3　条例第四十七条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定による届出があった日から三十日以内に行う。

(事業計画の廃止の届出)

第二十五条　条例第四十八条第一項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第十三号)を提出することにより行わなければならない。

2　条例第四十八条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。
一　条例第三十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二　産業廃棄物処理施設を設置しないこととした旨

(準用)

第二十六条　第十条から前条までの規定は、廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による許可(産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項第一号	廃棄物処理法第十四条第一項又は第十四条の四第一項	廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更する
第十条第一項第二号	廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項	廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更する

2　第十条から前条までの規定は、廃棄物処理法第十四条の二第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項又は廃棄物処理法第十四条の五第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による届出を行おうとする者(産業廃棄物処理施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更に係る届出をしようとする者であって、次項で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項第一号	廃棄物処理法第十四条第一項又は第十四条の四第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けよう	廃棄物処理法第十四条の二第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項又は廃棄物処理法第十四条の五第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による届出を行おう
	業を行うために設置する	届出に係る設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更をする
第十条第一項第二号	廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けよう	廃棄物処理法第十四条の二第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項又は廃棄物処理法第十四条の五第三項において準用する廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による届出を行おう
	業を行うために設置する	届出に係る設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更をする

3　条例第五十条第二項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者とする。
一　産業廃棄物処理施設の処理能力(第十条第一項第一号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管上限)の増強
二　産業廃棄物処理施設の設置の場所及び主要な設備の構造若しくは規模の変更に伴う関係地域又はこれに相当する地域として知事が認める地域の変更
三　前二号に掲げるもののほか、当該行為に伴い周辺の生活環境への負荷が増大し、又はそのおそれがあると知事が認めるもの

(書類の提出部数)

第二十七条　条例第六章及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第五条に規定する書類を除く。)は、正本一部及び副本二部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、その副本の部数を追加することがある。

(平二六規則三八・一部改正)

(身分証明書)

第二十八条　条例第五十三条第二項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例によるものとする。

(平二二規則三一・令三規則四九・一部改正)

附　則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附　則(平成一七年規則第八七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号ヘ及び第八条第三項の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則(平成一八年規則第一四二号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二二年規則第三一号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際改正前の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則様式第十四号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、改正後の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則様式第十四号の規定により交付されたものとみなす。

附　則(平成二三年規則第一二二号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(平成二六年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成二九年規則第九九号)

(施行期日)

1　この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附　則(令和三年規則第四九号)抄

(施行期日)

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

3　この規則の施行の際旧自然公園規則様式第七号、第三条の規定による改正前の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則様式第十四号、第四条の規定による改正前の大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例施行規則様式第二号又は旧動物愛護規則様式第十六号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新自然公園規則第二十九条、第三条の規定による改正後の大阪府循環型社会形成推進条例施行規則第二十八条、第四条の規定による改正後の大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例施行規則第三条第三項又は新動物愛護規則第二十二条第一項の規定により交付された身分証明書とみなす。

様式第1号(第3条関係)

(平23規則122・全改、平29規則99・一部改正)

様式第1号(第3条関係)

産業廃棄物保管施設届出書

年　月　日

大阪府知事　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の保管を行うので、大阪府循環型社会形成推進条例　第17条第1項 / 第17条の2第1項　の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管を行う事業場の名称及び所在地			名称： 所在地：
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画	保管の方法に関する事項	保管の目的	
		保管のための容器の使用の有無	有・無
		保管の積み上げ高さ	m以下
		産業廃棄物の種類ごとの保管の方法	
		保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積	保管を行う事業場：　m² 保管の用に供する場所：　m²
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する環境の保全のための措置に係る計画	別紙のとおり
	産業廃棄物の搬入に関する事項	産業廃棄物の発生場所又は地域	
		保管を行う事業場への搬入の方法	
		搬入の頻度及び量	
		搬入を行う時間帯	
	産業廃棄物の搬出に関する事項	搬出先の氏名又は名称及び住所	
		搬出の方法	
		搬出の頻度及び量	
		搬出を行う時間帯	
	処分に関する事項＊1	処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法＊2	
		処分の頻度及び量	
		一日当たりの処理能力	
		処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所	
条例第20条第1項の帳簿の備付け場所			
届出者が営む事業の種別			
届出者が建設業の許可を受けた者である場合		許可をした行政庁の名称	
		許可番号	
届出者が解体工事業者の登録を受けた者である場合		登録をした行政庁の名称	
		登録番号	
届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合		許可をした行政庁の名称	
		許可番号	
保管開始予定年月日			年　月　日 (廃止予定　年　月　日)
※事務処理欄			

備考
1　産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。
2　＊1の欄には、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。
3　＊2の欄には、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　※欄は記入しないこと。

(別紙)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

囲いの性状、構造耐力性	
屋根等の飛散流出防止措置	
悪臭防止措置	
汚水による汚染防止措置	
ねずみ、害虫等防止措置	
その他保管施設の構造等に関する事項	

備考
1　記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等を含むこと。
2　各項目にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

(平23規則122・全改)

様式第2号(第4条関係)

産業廃棄物保管施設(変更・廃止)届出書

年　　月　　日

大阪府知事　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の保管に係る事項について　変更／廃止　が生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例　第18条第1項／第18条第2項において準用する同条第1項　の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

内　　容	
変　更　前	変　更　後
変　更　・　廃　止　年　月　日	年　　月　　日
備考　変更の場合、当該変更内容に関連する添付資料等は、届出当初に提出したものと同等のものを添付すること。	

様式第3号(第6条関係)
(平23規則122・全改)

様式第3号(第6条関係)

受理書

第　　号
年　　月　　日

様

大阪府知事

年　　月　　日に次の届出書を受理しました。

届出の根拠	大阪府循環型社会形成推進条例	・第17条第1項 ・第17条の2第1項 ・第18条第1項 ・第18条第2項において準用する同条第1項
届出の内容	・産業廃棄物の保管の届出 ・変更等の届出	
備　　考		

様式第4号(第10条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第4号(第10条関係)

事　業　計　画　書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画	産業廃棄物処理施設の設置の場所				
	計画地				
	産業廃棄物処理施設の種類				
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)				
共通事項	地目		用途地域		
	周辺の状況				
	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等				
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する　　該当しない			

概要	廃棄物の流れ	排出事業者(名称・業種) ⇨ 収集運搬業者 ⇨ 処分業者 ⇨ 中間処理後の処理又は再生先(中間処理)			
	担当者　氏名 連絡先	電話番号			
	積替保管施設 敷地面積	公簿・実測　m²	保管最大高さ	m	
	積替場所の面積	m²	保管最大容量	m³	
	保管場所の面積	m²			
	施設の概要				
	中間処理施設 敷地面積	公簿・実測　m²	受入最大容量	t・m³	
	施設の種類		処理能力	t・m³／日	
	処分の工程				
	最終処分場 面積	公簿・実測　m²	容積	m³	
	土地所有者の住所及び氏名				
	申請地番				
	跡地の利用計画				
	事業の概要 作業時間等 作業の時間帯				
	休業日等				
	管理体制 組織				
	施設維持管理について(点検・検査・対処等)				
	事故発生時の措置について				
	関係地域 関係地域の範囲				
	関係地域の設定の根拠				
	事務所及び事業場の名称	所在地	電話番号		

作業工程等		⇨	⇨	
生活環境の保全のための措置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉じん等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

様式第5号(第11条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第5号(第11条関係)

説　明　会　等　計　画　書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

提出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第31条の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所		
	種　類		
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	処理能力		
関係地域	関係地域の範囲		
	関係地域の設定の根拠		
閲覧の計画	閲覧の場所		
	閲覧の期間及び時間		
	閲覧の場所の周知方法		
説明会の開催の計画	開催の日時		
	開催の場所		
	事業計画書提出者側の出席予定者の人数	提出者又はその代表者、役員、従業員等	
		上記以外の関係者(　　)	
	開催の周知方法		
意見書の提出の方法			

様式第6号(第14条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第6号(第14条関係)

説　明　会　不　開　催　届　出　書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

説明会を開催しないので、大阪府循環型社会形成推進条例第35条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所	
	種　類	
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	処理能力	
説明会を開催することができない理由		
事業計画書の内容を関係住民に周知する方法		

様式第7号(第15条関係)

様式第7号(第15条関係)

見　　解　　書

年　月　日

様

住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第36条の規定により提出された意見書についての見解は、次のとおりです。

意見書に記載された意見の要旨	
意見書に記載された意見に対する見解	

様式第8号(第16条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第8号(第16条関係)

説　明　会　等　報　告　書

年　月　日

大阪府知事　　様

提出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第38条の規定により、次のとおり提出します。

産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所			
	種　類			
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			
	処理能力			
閲覧の結果	閲覧の場所			
	閲覧の期間及び時間			
	閲覧の場所の周知方法			
	閲覧を行った関係住民の人数			
説明会の結果	(開催した場合)	開催の日時		
		開催の場所		
		事業計画書提出者側の出席者の人数	提出者又はその代表者、役員、従業員等	
			上記以外の関係者(　　)	
		開催の周知方法		
		出席した関係住民の人数		
		議事録	別紙のとおり	
	(開催できなかった場合)	開催できなかった理由		
		説明会に代わる事業計画書の周知方法		
意見書の提出を受け付けた期間			～	
提出された意見書の総数				
関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解の要旨				

様式第9号(第18条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第9号(第18条関係)

修　正　事　業　計　画　書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

提出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第40条の規定により、次のとおり提出します。

修正した内容		修正前	
		修正後	
修正事業	産業廃棄物処理施設の設置の場所		
	計画地		
	産業廃棄物処理施設の種類		
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	共通事項	地目	用途地域
		周辺の状況	
		本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する　　該当しない

作業工程等		⇨	⇨	
生活環境の保全のための措置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉じん等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

計画の概要	廃棄物の流れ	排出事業者(名称・業種) ⇨	収集運搬業者 ⇨	処分業者 ⇨	中間処理後の処理又は再生先(中間処理)
	担当者　氏名 連絡先	電話番号			
	積替保管施設 敷地面積	公簿・実測　m²	保管最大高さ	m	
	積替場所の面積	m²	保管最大容量	m³	
	保管場所の面積	m²			
	施設の概要				
	中間処理施設 敷地面積	公簿・実測　m²	受入最大容量	t・m³	
	施設の種類		処理能力	t・m³／日	
	処分の工程				
	最終処分場 面積	公簿・実測　m²	容積	m³	
	土地所有者の住所及び氏名				
	申請地番				
	跡地の利用計画				
	事業の概要 作業時間等 作業の時間帯				
	休業日等				
	管理体制 組織				
	施設維持管理について(点検・検査・対処等)				
	事故発生時の措置について				
	関係地域 関係地域の範囲				
	関係地域の設定の根拠				
	事務所及び事業場の名称	所在地	電話番号		

様式第10号(第22条関係)

(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第10号(第22条関係)

事業計画書変更届出書

年　月　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付けで提出した事業計画書の内容に変更を生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容		変更前	
		変更後	
事業計画	産業廃棄物処理施設の設置の場所		
	計画地		
	産業廃棄物処理施設の種類		
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	共通事項	地目	用途地域
		周辺の状況	
		本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する　該当しない

作業工程等			⇨	⇨
生活環境の保全のための措置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉じん等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

概要の項	廃棄物の流れ	排出事業者(名称・業種) ⇨ 収集運搬業者 ⇨ 処分業者 ⇨ 中間処理後の処理又は再生先(中間処理)			
	担当者　氏名 連絡先	電話番号			
	積替保管施設 敷地面積	公簿・実測　m²	保管最大高さ	m	
	積替場所の面積	m²	保管最大容量	m³	
	保管場所の面積	m²			
	施設の概要				
	中間処理施設 敷地面積	公簿・実測　m²	受入最大容量	t・m³	
	施設の種類		処理能力	t・m³／日	
	処分の工程				
	最終処分場 面積	公簿・実測　m²	容積	m³	
	土地所有者の住所及び氏名				
	申請地番				
	跡地の利用計画				
	事業の概要 作業時間等 作業の時間帯				
	休業日等				
	管理体制 組織				
	施設維持管理について(点検・検査・対処等)				
	事故発生時の措置について				
	関係地域 関係地域の範囲				
	関係地域の設定の根拠				
事務所及び事業場の名称		所在地		電話番号	

様式第11号(第23条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第11号(第23条関係)

説明会等計画書変更届出書

年　月　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付けで提出した説明会等計画書の内容に変更を生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第46条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更した内容</td><td>変更前</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">産業廃棄物処理施設の概要</td><td colspan="2">設置の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理能力</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係地域</td><td colspan="2">関係地域の範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係地域の設定の根拠</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">閲覧の計画</td><td colspan="2">閲覧の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧の期間及び時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧の場所の周知方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">説明会の開催の計画</td><td colspan="2">開催の日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">開催の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画書提出者側の出席予定者の人数</td><td>提出者又はその代表者、役員、従業員等</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の関係者(　　)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">開催の周知方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">意見書の提出の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第12号(第24条関係)

(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第12号(第24条関係)

修正事業計画書変更届出書

年　月　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付けで提出した修正事業計画書の内容に変更を生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容		変更前			
		変更後			
修正事業計画の概要	産業廃棄物処理施設の設置の場所				
	計画地				
	産業廃棄物処理施設の種類				
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)				
共通事業事	地目		用途地域		
	周辺の状況				
	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等				
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する　　該当しない			

計画の概要	廃棄物の流れ	排出事業者(名称・業種) ⇨ 収集運搬業者 ⇨ 処分業者 ⇨ 中間処理後の処理又は再生先(中間処理)			
	担当者　氏名 連絡先	電話番号			
	積替保管施設 敷地面積	公簿・実測　m²	保管最大高さ	m	
	積替場所の面積	m²	保管最大容量	m³	
	保管場所の面積	m²			
	施設の概要				
	中間処理施設 敷地面積	公簿・実測　m²	受入最大容量	t・m³	
	施設の種類		処理能力	t・m³／日	
	処分の工程				
	最終処分場 面積	公簿・実測　m²	容積	m³	
	土地所有者の住所及び氏名				
	申請地番				
	跡地の利用計画				
	事業の概要 作業時間等 作業の時間帯				
	休業日等				
	管理体制 組織				
	施設維持管理について(点検・検査・対処等)				
	事故発生時の措置について				
	関係地域 関係地域の範囲				
	関係地域の設定の根拠				
	事務所及び事業場の名称	所在地	電話番号		

作業工程等		⇨	⇨	
生活環境の保全のための措置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉じん等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

様式第13号(第25条関係)
(平18規則142・平29規則99・一部改正)

様式第13号(第25条関係)

事　業　計　画　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　　月　　日付けで提出した事業計画を廃止したいので、大阪府循環型社会形成推進条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画していた産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所	
	種　類	
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	処理能力	
廃止の理由		